

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係重要事項 月報(2)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-04 キーワード (Ja): 新聞報道, 南方連絡事務所, 月報, ジョンソン駐日大使, 施設権返還決議, 国連憲章, 核兵器基地, 平和条約第3条 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43508

才子号（一月份）

タイプ指示	発信用	執務用	計
主 信	/	/	乙
付	①	X	X
届	②	X	X

発送日 昭和42年2月17日
 発信 校

文書課長 (印) 公 信 案 (分類) 昭和42年2月16日

公信番号 米北第 198 号 公信 昭和 42年 2月 16日

大 臣 政務次官 事務次官 外務審議官 官 房 長	主 管 北米局長 参事官 北米課長	起案 昭和42年 2月 14日 主任 横田 電話番号 671
---------------------------------------	---------------------------------------	-----------------------------------

受信者 在米武内大使 宛信者 三木大臣

写送付先 (希望発送日) 月 日

件 名 沖縄関係重要事項月報の送付

GA-3 16 25 外務省 回覧番号

米代才 1983

昭和42年2月16日

在米大使殿

外務大臣

沖縄関係重要事項月報 (第3回) の送付について

下記事項に関する本件月報第3回分 (昭和42年1月1日～31日) 別添のとおり送付する。なお、本月報の内容は、主として沖縄及び本土各紙の報道に基づき、本省の見解については、ことごとく添付する。

記

- 1 才11回協議委員会の開催
- 2 教育権分離返戻問題 (1月19日の佐藤総理発言および2月10日の下田次官発言を含む。)
- 3 立法院の動き (教公=法案をめぐり野党の対立)

④ 用地接收問題

⑤ その他

付属添付

別添
1

沖縄問題重要事項月報第3号

(昭和42年1月1日 - 1月31日)

1 第11回日米協議委員会

1月25日に第11回協議委員会が開催され、日本側から三木外相、塚原総務長官、米側からジョンソン駐日大使の正式メンバーが参加したほか、アンガー高等弁務官がオブザーバーとして加わった。

会議冒頭に、先が三木外相は、本委員会の議長として、沖縄の施政権の問題はわが国を含む極東の安全保障と直接関連した重大な問題であり、米日との間に不断の意見交換を行なって行きたいとし、日米両国が沖縄住民の物心両面にわたる福祉の向上のため努力あることを希望すると述べた。ついで、ジョンソン大使は、沖縄住民の福祉の向上のため意見交換の機会を得たことを歓迎し、塚原総務長官は、早い機会に沖縄

の視察を行ないたいとし、沖縄住民の本土復帰の悲願に
 ついて十分考慮するよう希望した。さらにアンガ一高等弁
 務官は、塚原総務長官の沖縄来訪を期待すると
 し、沖縄住民の社会的・経済的向上のため引き続き
 努力すると約した。

引き続き、日本側より昭和42会計年度日本政府
 対沖縄援助に関する米側提案に対する対策を提
 出した。この対策では、米側提案に若干の変更を行ない
 またその総額は米側提案とほぼ同じであるが、この
 うち8,242,452,419円は日本政府の昭和42会計年度
 予算に計上され、残額2,105,863,419円は昭和43
 会計年度中に支出されることになっている。日
 本側は、日琉間の会計年度の相違からみ
 て、日本政府会計年度の2年間にまたがる
 援助の支出は \longrightarrow

実際上の困難を生いなくしている。

~~昨日~~ ^{昨日} 5月9日の第9回協議委員会において日本
 側が提案した沖縄船舶復のデザインの変更に
 ついては、米側はこの日本側の提案に理解を示し、そのた
 め具体的な措置について、さらに検討を続けたいこと
 になった。

(詳細については 2月8日付往信米北 163号
 参照のこと。)

2 教育権分離返還問題

総選挙遊説のため1月19日滋賀入りをした佐藤総理は、
 大津市での記者会見で「沖縄の施政権返還については、いつ
 だけ(教育権)を分離返還すれば、施政権としてみとめ
 られる方がよい。」と述べた。その後総理は19日午後京郊
 入りし、大津での発言について、「まじめ返還」というのは前進

でも後退しな... 何もかも分離返還で「スー」に... は結構なのだが、いろいろな要素がからみあって現在の体制ができてあがっている。したがって、分離返還方式で終局の目的である全面返還に支障をよこすことは困る。この意味で、分離返還はとすか... と思う。「まとめて」ということはもちろん全面返還を希望することだ。」と述べた。

この発言に対しては、各界からさまざまな反響があった。松岡主席は「復帰路線が教育権の分離返還から全面復帰に広げられたことは非常に結構なことだ。一国の首相が発言された以上、責任をもつ最善の努力をしよう。この点を強く要請する。」と発言し、また、野党社大の知花英夫氏は「森構想自体深い憂慮が払われたうえでのものでなく、思いつきの施策であり、本土政府の外交力の弱さを暴露したものである。」と述べている。沖縄各紙は、教育権返還でもと具体的に

な形をとってきた施政権返還問題をまた抽象に... として強い不満を表明し、本土の沖縄問題懇談会においても首相発言を不満とし、委員の中に懇談会を解散すべきであるという意見も... 。

このように、予想外の反響を佐藤発言が巻き起こしたことに重視した政府は、1月24日佐藤首相、福永官房長官、塚原総理府総務長官が収拾策について協議し、その際塚原総務長官は「首相発言は教育権も含めた施政権全体の返還について格段の努力をするという意味に解釈したい」と述べ、佐藤首相、福永官房長官と了承したと伝えられた。

その後1月21日、佐藤首相は大浜沖縄問題懇談会座長と沖縄問題について話し合い、
 施政権の全面返還目標を、
 ...

また首相は 大津発言について「政府の沖縄政
策の目標はあくまで施政権の全面返還である。

ところが教育権の分離返還ばかりが論議され
るので、私としては、かねかねどうかと思っていた。」と

述べ、さらに「私の真意は、全面返還が早急に実現
することをお望みし、以上、できることから手をつけて

ゆく方針であることに変わりはない」と強調した。
また、首相は、「教育権分離返還構想は、やや観

念的なところがあるが、本土と沖縄の間の格差をなくす
には、そうした観念論よりも具体的な方策を考へなければ

ならないと思う」と述べた。
しかし、大津氏は、この首相発言に対し「日本政府が

沖縄の教育について直接責任をもつというのが分離
返還構想であり、それは決して観念的ではない。

経済援助などの積み重ねにより、結果的に教

育権をもちいるのと同じ状態になればよいという物
ではない」と分離返還構想の重要性を力説した。

このように首相と大津氏との間には微妙な合
意もあったが、首相は「とにかく沖縄問題

懇談会は、これまで通り、教育権分離返還の
方策について検討を続け、報告書を出してほしい

と要望した。

~~この問題は、述べ、懇談会で既に本領心から
有権者分府返還を模索し、報告書を提出し、ほし
と望む。~~

と32. 沖縄ホム本土各紙等をにきわいた佐藤
総理発言の余波がまた収まらぬと3. 1月31日
マンズフィールド米民主党上院院内総務が上院公聴会で
「1970年に日米安保条約が再検討されるか。その際沖縄、
小笠原返還という方向で内題の解決がはかれることを
期待している」と発言したことに関連し、2月1日夕刻外務省
高官筋は、沖縄の全面返還を実現するためには返還後も
沖縄の軍事基地を米口に自由に使用させるかという点について
日本口尺がはきりた態度を示す必要があることを強調した。<sup>国民に政権内題提議とい
形</sup>

(発言内容別添)

この発言に因り、福永官房長官は、「外務省筋が外交専門
家の立場から、マンズフィールド米上院議員の発言に関連して

内題提起FIEのは当然である。しかし、この問題を今後どう
扱い、どう方向づけるかは政治的問題であり、政府は口尺と
いっしょに返り扱いは決定しゆくべきだ」と述べた。
他方環球政府筋は2月2日「沖縄の米政取返還は基
地の自由使用を認めれば可能との外務省筋の発言を
歓迎する」と語り、自党民主党も「かなり現実的の見通し」
と好意的に受け取っている。野党各派の反発は強く、
社会党は「祖口復帰運動の急進化、とくに最近目立ってきた
基地撤廃要求との結びつきに驚き、安保決定を控えて本土
と沖縄の世論を有利に導こうとするもの」と批判している。
(以上 新聞報道による。)

3 立法院の動き

立法院は新年早々、<sup>地方教育区公務員法案、教育公務員
特例法案</sup>(以下「教公法案」といふ)の審議をめぐり、大々

荒れた。

教公ニ法案は、57年にほいぬてりあけられて以来、毎年提案されているもので、昨年、第31回定例議会でも提案されたが、^{社会}十分な審議ができていないまま、その後文教委員会で継続審議に付された。

教公ニ法案の主な争点は、地方教育区公務員法第35条「政治的行為の制限」、同第36条「争議行為等の禁止」、同法第39条及び教育公務員特例法第18条「勤務成績の評定」の3点である。

もともと、1953年の琉球政府公務員法が制定され、これによつて政府公務員については民主的、能率的な人事行政が行なわれるよう制度が^{された}確立された。しかし、地方教育区公務員たる小中学校教職員には同法の適用がなかったため、その身分取扱いについて明確な法的根拠がない。よつて教職員の身分確立の目的のため教公ニ法案を~~制定~~制定しようといふのが

政府側の立法理由である。しかし、^{これに対しては}過去の主要選挙（昨年の8月の第3選挙区補欠選挙、11月の^コサ市長選挙等）で苦杯をなめている民主党^が、これらの選挙の敗因が教職員の選挙戦術によるものとの判断から、教公ニ法案の制定によつて来月11月の立法院議員総選挙に^{×12}対処しようとしている~~こと~~。野党側の強い反対を呼んでいる。これに加えて、民主党は昨年の裁判移送事件発生後^等2議席を失い、常任委員会の構成が行政委員会を除く、内政・文社および経工の3委員会と4対4の与野党同数となり、委員会運営の困難となったことから、渡端議員（前無所属）の入党を積極的に勧誘し、昨12月27日正式に入党させた（この結果立法院の勢力分野は民主18、社大8、社会2、人民1、無所属3となった。）~~また~~同議員を内政委から^社文社委に配置換えした~~結果~~結果、与野党同数であり、^か文社委^の与党5、野党3となり、~~また~~野党を強く刺激した。

野党各派は 1月7日 結成した 教公ニ法案 阻止県民共闘
 会議に参加し、教公ニ法案の廃止に全力をあげ、特に、教取
 員会は 1割年休廃止、2割年休廃止等を実施し、さらに、教職員
 県労協の組合員、学生などが再度立法院に参り込むなど
 強く反対を示し、
~~立法院は、1月10日、教公ニ法案を強行採決した。~~
~~立法院は、1月10日、教公ニ法案を強行採決した。~~
~~立法院は、1月10日、教公ニ法案を強行採決した。~~
 (しかし、
 1月25日、地方教育区公務員法のうち教職員の
 政治活動の一部除外例条項を削除する(したがって、教
 職員の政治活動は全面禁止)、勤評条項は削除する
 (したがって、勤評は行わない)、争議行為条項は廃案
 とおしとすることを、教公ニ法案の委員会案が強行採決
 された。

これに対し、野党、沖縄教職員会などは強く反対
 GA-4 外務省

し、そのため 2月1日に開会予定であった立法院の才33
 回定例議会初日の本会議が、流会となる事態が生じた。

4 用地接収問題

沖縄中部の具志川村米軍用地接収問題が地元の反
 対でこじれている折に、さらに、米政府は、1月5日発表
 したと3月には、航空管制に役立つ最新式無線航空
 施設 ボータックを建設するため、沖縄本島の喜屋武部落
 35.7エーカー (43700坪)の私有地を接収した。意向
 1月5日発表16
 と発表した。

米側は 接収予定地のうち機械設置備を置く約0.2
 エーカーを除いては耕作を認めるとしているが、耕作不収か
 らい、たんに認められながら後に取消されたケースもあるため
 地主の多くは接収に反対している。

接収の方法としては、米側は、今月中に接収した意向を
 GA-4 外務省

もらっているところから、正規の収用系統（自由契約期間60日、強制的収用期間60日）はとらさず、布令第20号（債権の取得について）の規定に基づき「特別の場合において高等弁務官の特別の許可があるとき」を適用し、弁務官権限による強制的収用に踏み切ることも示される。

(注) 高等弁務官布令第20号によれば、合衆国の使用のため土地及び物件を取得するにあつては、在米中
(以下「DE」という。)
米陸軍工兵地区工兵隊長は、当該財産取得のための要求書^(1.0.a)を琉球政府行政主席に交付し、琉球政府は、この要求書に表示された土地について基本賃貸借契約を締結するに必要又は当該土地の地上物件を取得するため折衝する権利を与えらるる(1.0.b)。次に、要求書の提出後60日^上以内、もしくは任意による権利取得のための折衝が不成功に終り、且琉球政府から通知がある

とき、又は特別の場合においては、高等弁務官の特別の認可があるときは DEは収用宣告書を出すこと^(1.0.d)が^(1.0.d)である。この収用宣告書の提出と同時に、当該権利はそれ記載された合衆国に絶対的に行はせらるることになる(1.0.e)。

これに対し、糸満町宇喜~~屋武~~土地接收阻止闘争委員会は、1月20日から部落の入口などの要所に監視人を置き、米軍の技打ち接收に対処することにした。

1月26日 立法院の冒険系特別委員会は、27日に米政府のワナワナ米政府などと会う際に土地接收反対を訴えることと決定した。

なお、具志川村昆布の軍用地新規接收問題^{2月4日}の期限を前に緊迫した空気にあつたが、2日 DE から村役場に既産要求書第272号の改定第4号が届き、3度接收期限が60日以上120日以内延長されることになった。^(2月5日と6月4日付)

5 その他

(1) 布告の取扱いについて

行政府は 昨年来米民政府から提示された取扱い可能
 布告布告について検討したところ、提出された 29件
 の布告布告に加えて さらに7件の布告布告の^{廃止}取扱い
 の法捕に^{達し}た。また、行政府の法案準備期間など考慮して
 1月11日、松岡主席とワーナー民政官との会見では
 高等官布告第39号「琉球警察設置法」と
 米民政府布告第115号「法人税」の2件のみを追加
 することを要請した。布告第39号の廃止については、
 琉球警察の^{琉球警察}現在米兵の沖縄住民に対する犯罪^に現行犯
 逮捕以外 犯人の取調べと捜査権を持たないため、
 公務以外、米軍人、軍属の犯罪は民警察官も取調べ
 と捜査ができるような方向にありたいとの趣意

もあるようである。

その後 2月1日に開会する立法院定例議会対策として
 行政府は 布告布告の民立法への切り替えに重点を置き、
 31件の布告、布告の廃止をめぐって 米民政府と調整が難
 航している。

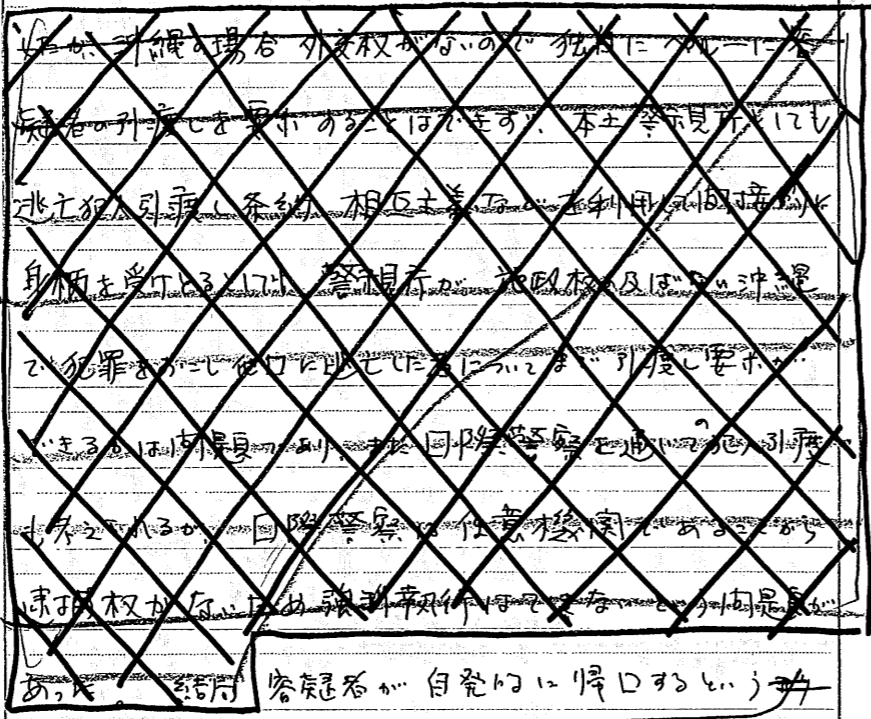
(2) 琉球詐欺事件

琉球銀行員 宇野昌及元同行員真~~田~~栄城
 宇治は小切手を偽造して琉球銀行約10万ドル
 を詐取し、東京経由ハルビーに逃亡したことが 1月18日判
 明した。

琉球警察は、国際刑事警察機構に加入していな
 いため、南米各国に宇野らの逮捕を要請できなかったため、
 本土警視庁は^{琉球警察の依頼}1月19日 外務省を通じて ハルビー政府に対し

て犯人に帰口勸告をしようように要請するとも、口際
刑事警察機構を通過し捜査を依頼した。

その後岸野は 11月19日 駐米公使館に自首し、



とになり、28日 岸野は羽田に帰着したところを
警視庁捜査二課員に有価証券偽造等の疑いで逮捕
され、身柄を警視庁に移された。

府、琉球銀行は 1948年 琉球政府発令により
設立された特別銀行で、株式の51%は米政府が持ち、
米軍、米民政府の資金を扱うなど、中央銀行的な地位を
あるものである。

(3) 講和前補償問題

昨年10月 米議会が 講和発効前法が通過し
て以来 DEと琉球側の間で意見が対立した土地使用料の
査定と軍務経費負担問題は 1月6日合意に達し、土地使用料
を中心とした査定問題は琉球側の主張が認められた。この
委員会における妥結基準額と対査定するとして、支払の業務の
際 DE側のリストを作成して再確認するとはなつた。また軍務費
については、琉球政府が支出するとはなつた。

1月10日 高平総務官は「琉球人の講和発効前の補
償請求の処理」についての高平総務官布告第60号を公布した。

以上の結果、昨年の問題は一部解決し、補償費の一部は、~~米政府に請求~~ 早ければ2月中に支払いが開始される見込みである。

4) 失業保険給付
 那覇で1月16日から開始された本土-沖縄間の失業保険給付に関する日米琉三者会談で、19日合意に達したの共同声明が発表された。この結果、沖縄の本土に就職している人々の強い希望であった沖縄帰島者(本土に就職後失業し失業保険受給資格が与えられる帰島者)に対する本土並みの失業保険の適用が実現することになった。

労働省は特別国会に「沖縄居住者に対する失業保険特別措置法案」を提出し、同法案成立後沖縄側と覚書交換して7月から実施に移す方針である。

5) 堀総理府総務副長官の訪沖
 堀総理府総務副長官は、^{山野探検部長、東郷外務省北米局長等々を同行}1月18日沖縄を訪問し、琉球政府、米政府首脳^{等と懇談}と会談し、当面の諸問題を以て意見の交換を行った後、1月21日帰京した。